

令和3年第12回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月24日(金) 午前9時30分～午前9時50分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
 - 会長 19番 今田邦彦
 - 会長職務代理 18番 畑雄二
 - 委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
 - 3番 森良明 4番 太田秀樹
 - 5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
 - 7番 高橋修 8番 吉田彰
 - 9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
 - 11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
 - 13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
 - 15番 峯崎光行 16番 田中政幸
 - 17番 伊藤貢三

欠席委員(0名)

- 4 説明員 水上事務局長・佐藤事務局次長・山下農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第5 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第6 議案第37号 農用地の買入協議要請の件

令和3年第12回農業委員会総会

- 議長 ただいまより、令和3年第12回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号1番澁谷英昭委員、2番白木義一委員を指名いたします。
つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
- 委員 (なしの声)
議長 ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。
つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
つぎに、12月7日から20日まで開催された、令和3年第4回市議会定例会について、事務局長から報告願います。
- 事務局長 (報告)
議長 以上の報告について、ご質問ございませんか。
委員 (なしの声)
議長 ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
つぎに、日程の第4、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。
事務局から説明を求めます。
- 山下係長 ただいま議題となりました議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。
(議案朗読省略)
番号7番についてご説明しますので9ページの調査書をお開きください。番号7番は農地所有適格法人の構成員が特

例条項を用いて所有権を取得する案件となります。

「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「農地法関係事務に係る処理基準第3－法第3条関係－3法第3条第2項第1号の判断基準－(4)②」ただし書きの要件を満たす場合に限り特例として農地所有適格法人の構成員による所有権取得が認められています。

ただし書きでは、「農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする」となっています。

当該案件にあてはめてみますと、農地所有適格法人の「株式会社アグリ川田」に平成29年3月28日付けで使用貸借権が設定されています。譲受者の川田竜也氏は「株式会社アグリ川田」の構成員です。確約書により所有者が代わっても引き続き「株式会社アグリ川田」が耕作することを確認しています。また、「株式会社アグリ川田」は提出資料により法第3条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の不許可要件には該当しません。以上のことから譲受者の川田竜也氏は特例として許可を受けられる者と判断しました。

なお、番号7番以外につきましては別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第35号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第5、議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号1番の審議を行いますので、貞廣委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。

(貞廣樹良委員 一時退席)

事務局から番号1番について、説明を求めます。

佐藤次長

ただいま議題となりました議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。番号1番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、法人が利用権の設定等を受けるものであり、20ページ別添3調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第36号資料1番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては12月24日を予定しております。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番の質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。

(貞廣樹良委員 着席)

引き続き、事務局から番号1番以外について、説明を求めます。

佐藤次長

番号1番以外についてご説明いたします。利用権の設定の種類は2番から7番が所有権移転、8番から11番が賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、2番、3番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり18ページ別添1調査書、4番から7番、9番から11番は個人が利用権の設定等を受けるものであり19ページ別添2調査書、8番は法人が利用権の設定等を受けるものであり20ページ別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第36号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、12月24日を予定しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番以外について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第37号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

佐藤次長 ただいま議題となりました、議案第37号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の通り申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

以上、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認められたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第37号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明のあった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、原案の通り要請することで決定をいたします。
以上をもちまして、第12回農業委員会総会は閉会いたします。